

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第32回家きん疾病小委員会（3月9日）  
（ 概 要 ）

- 1 これまでの防疫対応及び検査状況について事務局より説明の後、委員から次のような意見があった。
  - ・ 2例目の発生は、移動制限区域内の検査によって摘発されたものであり、引き続き疫学関連農場の検査等を進めていくことが重要である。
  - ・ 防疫措置を適切に行いつつ、移動制限区域内の家きん卵等の移動再開等の措置を講じることが肝要である。
  - ・ うずらの再生産確保のための支援措置を講じていくことが必要である。
  
- 2 発生農場等における疫学関連状況について事務局より説明の後、委員から次のような意見があった。
  - ・ 現地調査からは1例目の発生農場の飼養衛生管理に大きな問題は確認されなかった。
  - ・ 2例はいずれもうずら農場であり、現地調査から、鶏と異なるうずら特有の飼養管理や流通などが確認された。今後はうずらの専門家も疫学調査チームに加え、さらに詳細な情報等を収集していく必要がある。
  - ・ 感染経路については、2例の発生農場だけでなく、より広範なうずら農場や野生動物等のウイルス保有状況等を調査していく必要がある。
  - ・ 感染試験や遺伝子解析を進めることについて一致した。
  
- 3 今後の防疫措置について事務局より説明の後、委員から次のような意見があり、今後、事務局ではこれらを踏まえた防疫対策を講じることとされた。
  - ・ 今回は、うずらの発生であり、これまでの鶏における発生とは異なる背景が想定されるため、現在、行っているうずら農場の全国調査結果を参考に、防疫体制を検討していく必要がある。
  - ・ 今回分離されたH7亜型ウイルスに対する抗体確認の検査方法が動物衛生研究所で確立されたため、今後は、清浄性確認検査で抗体陽性のみが確認された場合には、抗H7HA抗体を確認することとする。
  - ・ 抗体がうずらのみを検出されたことから、引き続き、うずらについては全国で調査することが重要である。
  - ・ H7亜型ウイルスの抗体が確認された場合の防疫対応は、当該農場のうずらを疑似患畜として殺処分する、又は農場監視プログラムの監視下に置くこととし、周辺のうずら農場の家きん及び卵等は移動制限を行い、うずら農場を含む全家きん農場の清浄性確認検査を実施する方向ですすめる。